令和８年度　佐川町会計年度任用職員募集案内

≪職種：児童厚生員（フルタイム）≫

【受付期間】　令和 8 年 11 月 19 日（木）～11 月 30 日（月）期限内必着

１　職務内容及び採用予定人数

No.	職種（担当課・係）	職務内容	採用予定人数
Ⅰ－４	その他保育士等（さかわ児童館児童厚生員）	(1)さかわ児童館事業の企画・運営、相談業務 (2)ふれあいセンター遊学館施設管理補助業務	１名

この番号を受験申込書の希望職種欄にご記載ください。

２　勤務条件

任用期間	令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで 勤務成績が良好な場合は、翌年度以降も採用されること有り。
勤務日	週５日（月曜日～金曜日）国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）は休日とする。
勤務時間	月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時１５分まで 休憩時間　６０分 時間外勤務　無し 週休日・休日勤務　有り ※災害発生時は、勤務条件に関わらず時間外勤務、週休日・休日勤務を命ずる場合有り。
勤務場所	さかわ児童館
給与等	「勤務所属及び業務等一覧表」を参照 注）今後の給与改定等の状況により、支給額が増減する場合有り。
諸手当	佐川町会計年度任用職員の給与関係条例、規則等の規定により、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等を支給。 また、退職手当有り。
休暇	任用期間等に応じて、年次有給休暇を付与。 特別休暇（有給・無給）等有り。
社会保険	共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険に加入。 ただし、加入時の年齢により対象とならない場合有り。また、共済

	組合（短期組合員）への加入が１年を超えた場合、共済組合（一般組合員）となる。
公務災害	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度の適用有り。
服務　※	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用。（服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など） また、「分限及び懲戒」の規定が適用。
条件付採用	任用の日から１月までの間は、条件付採用期間となる。（延長の場合有り。）
人事評価	全ての会計年度任用職員が対象となる。職務内容や勤務実態に応じて、評価基準や評価項目を設定し評価を行う。 評価結果は、任期更新等の際の判断基準として使用。
その他	給料支給日：当月２１日（土日、祝日の場合は前営業日）

※営利企業への従事等の制限があり、兼業は原則禁止です。

３　応募資格

次の資格要件等を満たす方

資格要件等	一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 三　社会福祉士の資格を有する者 四　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 六　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、

	教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

（１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）佐川町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

（３）日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　選考の方法

採用を行う所属又は職種ごとに書類選考及び面接試験を実施します。受験申込書に記載いただいた「希望職種」により実施しますので、必ず記載するようにしてくださ

い。

選考は、令和８年１２月中旬から順次実施します。応募者全員に１２上旬以降、通知書を送付いたしますので、確認をお願いします。

(1) 書類選考	採用予定の所属担当者が募集申込書による書類選考を行います。
(2) 面接試験	採用予定の所属担当者による面接により、主として職務適応能力、コミュニケーション能力等の評価を行います。

※面接試験を実施する際、送付する通知書に試験日時等の詳細を記載していますので、内容を必ずご確認ください。

５　試験日及び試験会場

後日送付する通知書へ詳細を記載しています。

試験日については、１２月中旬を予定。

６　合格発表

１２月下旬頃までに、合否の結果を受験者本人へ文書にて通知します。

なお、合否の結果については、電話や電子メール等による問合せにはお答えできません。

７　応募方法

（１）提出書類

「令和８年度　佐川町会計年度任用職員採用試験受験申込書」

〇受験申込書は、佐川町役場総務課、文化センター、ふれあいセンター遊学館で配布します。また、佐川町ホームページからもダウンロードできます。

（http://www.town.sakawa.lg.jp）

〇別紙「勤務所属及び業務等一覧表」の「要資格」欄に記載のある職種は、資格を証明するものをコピーして添付してください。

〇受験申込書には、必要事項を記入し、３ヶ月以内の写真（上半身、脱帽、正面向きで撮影したもの、サイズは縦４㎝×横３㎝）を貼付してください。

※写真は裏面に記名を必ずお願いします。

（２）提出方法

〇郵送の場合

提出書類一式を入れた封筒の表に**「会計年度任用職員受験申込」**と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、**令和８年１１月３０日（月）必着で**下記の宛先までご送付ください。

〇持参の場合

提出書類一式を下記提出先へ期限内にご持参ください。

受付時間は、８時３０分から１７時１５分まで（土日、祝日は除く。）。

（３）提出先

〒７８９－１２０１

高知県高岡郡佐川町甲３５６番地２

佐川町教育委員会事務局

※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

８　個人情報の取扱について

受験申込書に記載された個人情報については、佐川町会計年度任用職員に係る募集事務及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

９　合格から採用までの流れ

（１）選考の結果、合格者は令和９年３月３１日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載されます。

（２）名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用手続きを進めていきます。

（３）名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、業務量の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間は同じ職種でも異なる可能性があります。

（４）地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付き採用となり、採用後原則として１ヶ月を良好な成績で勤務した後に、会計年度任用職員として正式採用となります。

（５）次の場合は合格を取り消し、採用しません。

〇受験申込書（経歴を含む。）に虚偽の記載がなされていることが判明した場合。

〇免許、資格等を必要とする職種について、当該免許、資格等を取得していない場合や、当該免許、資格等が取り消されている場合、又は業務の停止を命じられている場合。

〇実務経験を必要とする職種については、実務経験が確認できない場合。

【問い合わせ先】

佐川町教育委員会　担当者　岡

電話　0889-22-1110